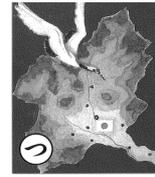




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年9月25日(金) 第9837号

## 目次

ページ

### 告 示

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| ○鳥獣保護区設定の告示の一部改正(自然環境課)          | 2 |
| ○同                               | 2 |
| ○同                               | 3 |
| ○同                               | 3 |
| ○同                               | 4 |
| ○狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示の一部改正(同)       | 4 |
| ○狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示(同)            | 4 |
| ○銃猟禁止区域の設定の告示の一部改正(同)            | 5 |
| ○同                               | 6 |
| ○同                               | 6 |
| ○同                               | 7 |
| ○同                               | 7 |
| ○保安林予定森林(森林保全課)                  | 8 |
| ○同                               | 8 |
| ○道路の区域変更(道路管理課)                  | 9 |
| ○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計管理課) | 9 |

### 公 告

|               |    |
|---------------|----|
| ○開発工事の完了(建築課) | 10 |
|---------------|----|

### 落 札

|                 |    |
|-----------------|----|
| ○落札者等の決定(会計管理課) | 10 |
|-----------------|----|

■ 告 示

◎群馬県告示第243号

鳥獣保護区設定の告示(昭和52年群馬県告示第817号)の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ2第1項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項」に改める。

表神流湖鳥獣保護区の項を次のように改める。

|          |  |                         |   |
|----------|--|-------------------------|---|
| 神流湖鳥獣保護区 | 藤岡市及び神流町の一部で、国道462号の下久保トンネル出口を起点とし、これから市道鬼石4144号線を南に進んで下久保ダムの提冠に至り、これから同提冠を南東に進んで群馬県と埼玉県との境界線に至り、これから同境界線を西に進んで多野郡神流町と埼玉県秩父市との境界線の交点に至り、これから同交点を南西に進んで町道大寄太田部線とやあな沢川との交点に至り、これから同町道を西に進んで柏木橋に至り、これから同橋を渡って国道462号の交点に至り、これから同国道を東に進んで高瀬地区、犬目地区及び保美濃山地区を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域(315ヘクタール) | 平成29年1月1日から令和9年10月31日まで | 1 指定区分 集団渡来地<br>2 指定目的 集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図るため |
|----------|--|-------------------------|---|

◎群馬県告示第244号

鳥獣保護区設定の告示(昭和55年群馬県告示第770号)の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項」に改める。

表大峰山鳥獣保護区の項を次のように改める。

|          |   |                          |  |
|----------|---|--------------------------|--|
| 大峰山鳥獣保護区 | 利根郡みなかみ町の一部で、国有林月夜野事業区のうち252林班、253林班及び254林班の区域であり、県道月夜野猿ヶ京温泉線と国有林251林班と国有林252林班の林班界との交点を起点とし、これから同林班界を北西に進んで大峰山頂に至り、これから更に北東に進んで国有林254林班と民有林との境界線に至り、これから同境界線を254林班、253林班、252林班と南進し大峰林道大沼支線に至り、これから更に252林班と民有林との境界を南進及び北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(404ヘクタール) | 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで | 1 指定区分 森林鳥獣生息地<br>2 指定目的 野生鳥獣の生息の維持と保護 |
|----------|---|--------------------------|--|

◎群馬県告示第245号

鳥獣保護区設定の告示(昭和59年群馬県告示第779号)の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

表妙義鳥獣保護区の項を次のように改める。

|         |  |                         |   |
|---------|--|-------------------------|---|
| 妙義鳥獣保護区 | 富岡市及び甘楽郡下仁田町の一部で、同市妙義町所在の妙義神社前の白雲橋を起点とし、これから県道上小坂四ツ家妙義線を南西に進み樽ワキ沢との交点に至り、これから同沢を南東に進み諸戸川との合流点に至り、これから同川を西に進み諸戸国有林101林班との交点に至り、これから同国有林と民有林との境界線を南西及び南東に進み金鶏山を経て西北西に進み一本杉(通称)に至り、これから県道上小坂四ツ家妙義線へ通ずる歩道を西に進み同県道との交点に至り、これから同県道を南西に進み中ノ岳神社の鳥居に至り、これから同神社の参道を北北西に進み轟岩に至り、これから民有林と県立妙義公園との境界線を北に進み安中市と甘楽郡下仁田町の境界線との交点(中ノ岳)に至り、これから同境界線を北東に進み県道磯部停車場妙義山線との交点に至り、これから同県道を南西に進み県道上小坂四ツ谷妙義線との交点に至り、これから同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域及び安中市の一部で、同市松井田町所在の三方境(通称)を起点とし、これから中木山国有林112林班と117林班の境界線を北北東に進み同国有林113林班と117林班との境界線に至り、これから同境界線を北北東に進み国有林と民有林との境界線に至り、これから同境界線を東に進み市道9112号線との交点に至り、これから同市道を南西に進み籠沢コース(通称)との交点に至り、これから同コースを西に進み巡視道(通称)との交点に至り、これから同道を南、西及び西北西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(771ヘクタール) | 平成26年1月1日から令和6年10月31日まで | 1 指定区分 森林鳥獣生息地<br>2 指定目的 野生鳥獣の生息環境の保全と保護増殖を図るため |
|---------|--|-------------------------|---|

◎群馬県告示第246号

鳥獣保護区設定の告示(昭和60年群馬県告示第797号)の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項」に改める。

表を次のように改める。

| 名称    | 区域                         | 存続期間   | 保護に関する指針 |
|-------|----------------------------|--------|----------|
| 西みかぼ鳥 | 多野郡神流町の一部で、主要地方道高崎神流秩父線に架か | 平成17年1 | 1 指定区分 身 |

|      |  |                    |  |
|------|--|--------------------|--|
| 獣保護区 | る御鉾一号橋を起点とし、これから気奈沢川とヨコオテ沢の合流点に至り、これから同沢を北北西に進んで主要地方道高崎神流秩父線との交点に至り、これから同主要地方道を北北東に進んで町有林と国有林西毛森林計画区20林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を南南東に進んで樽の沢との交点に至り、これから同沢を南南東に進んで主要地方道高崎神流秩父線との交点に至り、これから同主要地方道を南南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域（45ヘクタール） | 1月1日から令和7年10月31日まで | 近な鳥獣生息地<br>2 指定目的 野生鳥獣の良好な生息地を確保し、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため |
|------|--|--------------------|--|

◎群馬県告示第247号

鳥獣保護区設定の告示（平成5年群馬県告示第740号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に改める。

表を次のように改める。

| 名称           | 区域   | 存続期間                    |
|--------------|--|-------------------------|
| みかぼ森林公園鳥獣保護区 | 藤岡市の一部で、群馬県森林計画図藤岡市78林班のうち、59小班、60小班、61—1小班、61—2小班、61—3小班、62—1小班、62—2小班及び82林班の区域（255ヘクタール） | 平成15年1月1日から令和5年10月31日まで |

◎群馬県告示第248号

狩猟鳥獣の捕獲禁止区域の指定の告示（平成26年群馬県告示第314号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

表中「平成26年11月1日から平成32年10月31日まで」を「令和2年11月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

◎群馬県告示第249号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲禁止区域を指定し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

| 名称            | 捕獲を禁止する狩猟鳥獣           | 種別              | 区域  | 存続期間                   |
|---------------|-----------------------|-----------------|---|------------------------|
| 妙義狩猟鳥獣の捕獲禁止区域 | ニホンジカ及びイノシシを除く全ての狩猟鳥獣 | 銃猟の禁止（止め刺しを除く。） | 安中市の一部で、県道磯部停車場妙義山線と同市と富岡市の境界線との交点を起点とし、これから同境界線を西、南西及び南に進み安中市と甘楽郡下仁田町の境界線との交点（中ノ岳）に至り、これから同境界線（中木山国有林107、108、109の各林班と民有林との境界線）を西に進み同国有林109林班の北西端との交点に至り、これから北方の同国有林110林班と111林班の境界線との交点に通ずる稜線を北東に進んで同交点に至り、これから同国有林と民有林との境界線を北北西及び北東に進み同国有林112林班と117林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を北東に進み三方境（通称）との交点に至り、これから巡視道（通称）を東南東、東及び北に進み籠沢コース（通称）との交点に至り、これから同コースを北東に進み市道9112号線との交点に至り、これから同市道を北東に進み同国有林と民有林の境界線との交点に至り、これから同境界線を南東に進み市道9206号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み市道95475号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み主要地方道松井田下仁田線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進み県道磯部停車場妙義山線との交点に至り、これから同県道を南西に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（1,280ヘクター） | 令和2年11月1日から令和7年3月31日まで |

◎群馬県告示第250号

銃猟禁止区域の設定の告示（昭和52年群馬県告示第718号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

表竹沼特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

|              |   |    |    |
|--------------|---|----|----|
| 竹沼特定猟具使用禁止区域 | 藤岡市及び高崎市の一部で、国道254号と県道金井倉賀野停車場線の交点を起点とし、これから同県道を南に進み市道800 | 永年 | 銃器 |
|--------------|---|----|----|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | 7号線に至り、これから同市道を北西に進み市道218号線に至り、これから同市道を北西に進み藤岡市と高崎市の境界に至り、これから同境界を北に進み主要地方道神田吉井停車場線に至り、これから同主要地方道を北西に進み市道小串・向平線に至り、これから同市道を北に進み市道山本・平野線に至り、これから同市道を北西に進み上信越自動車道に至り、これから同自動車道を西に進み市道久保・東沢線に至り、これから同市道を北に進み市道夜明・原線に至り、これから同市道を北北西に進み国道254号に至り、これから同国道を東に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域（728ヘクタール） |  |
|--|--|--|

◎群馬県告示第251号

銃猟禁止区域の設定の告示（昭和55年群馬県告示第622号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一太

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

（1）から（4）の項までを削り、本文の次に次の表を加える。

| 名称           | 区域  | 存続期間 | 禁止に係る特定猟具の種類 |
|--------------|---|------|--------------|
| 桜山特定猟具使用禁止区域 | 藤岡市三波川の一部で、市道鬼石3183号と県道会場鬼石線との交点を起点とし、これから同県道を西に進んで林道日向線との交点に至り、これから同林道を北に進んで市道鬼石3136号との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道鬼石3183号との交点に至り、これから市道鬼石3183号を北東に進んで雲尾地区を経て、更に同市道を南東に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（330ヘクタール） | 永年   | 銃器           |

◎群馬県告示第252号

銃猟禁止区域の設定の告示（昭和58年群馬県告示第755号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一太

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

表を次のように改める。

| 名称                                 | 区域   | 存続期間 | 禁止に係る特定猟具の種類 |
|------------------------------------|--|------|--------------|
| おにし青少年<br>野外センター<br>特定猟具使用<br>禁止区域 | 藤岡市保美濃山の一部で、東沢と国道462号との交点(東沢橋)を起点とし、これから同国道を西に進んで市道鬼石4142号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで林道栢ヶ舞線との交点に至り、これから同林道を東に進んで東沢との交点に至り、これから同沢を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(38ヘクタール) | 永年   | 銃器           |

◎群馬県告示第253号

銃猟禁止区域の設定の告示(昭和60年群馬県告示第758号)の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

表波志江沼特定猟具使用禁止区域の項を次のように改める。

|                        |   |                                    |    |
|------------------------|---|------------------------------------|----|
| 波志江沼特定<br>猟具使用禁止<br>区域 | 伊勢崎市の一部で、県道深津伊勢崎線と市道(伊)1-14号線との交点を起点とし、これから同市道を西に進み国道17号との交点に至り、これから同国道を西に進み市道(伊)1-506号線との交点に至り、これから同市道を北に進み市道(赤)207号線との交点に至り、これから同市道を東に進み市道(赤)107号線との交点に至り、これから同市道を東に進み県道深津伊勢崎線との交点に至り、これから同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(17ヘクタール) | 令和2年11<br>月1日から令<br>和12年10<br>月31日 | 銃器 |
|------------------------|---|------------------------------------|----|

◎群馬県告示第254号

銃猟禁止区域の設定の告示(平成5年群馬県告示第685号)の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

表神流川銃猟禁止区域の項を次のように改める。

|                       |  |    |
|-----------------------|--|----|
| 神流川特定<br>猟具使用禁止<br>区域 | 藤岡市の一部で、主要地方道前橋長瀬線と境川との交点(境橋)を起点とし、これから同川を東に進んで群馬県と埼玉県との県境に至り、これから同県境を南に進んで国道462号との交点(神流橋)に至り、これから同県境を南に進んで市道鬼石2029号線との交点(上武橋)に至り、これから同県境を西に進んで市道鬼石4240号線との交点(神泉橋)に至り、これから同市道を西に進んで国道462号との交点に至り、これから同国道を北東に進んで県道会場鬼石線との交点に至り、これから同国道を北に進んで主要地方道前橋長瀬線との交点に至り、これから同国道を北に進んでまた同主要地方道との交点に至り、これから同主 | 永年 |
|-----------------------|--|----|

|                                     |
|-------------------------------------|
| 要地方道を北に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(162クータル) |
|-------------------------------------|

### ◎群馬県告示第255号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡長野原町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。

### ◎群馬県告示第256号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林に指定する予定である旨の通知があった。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 保安林予定森林の所在場所 吾妻郡高山村大字中山字大判形6797の1、6797の4、6797の5、6800の1、6813の1、6813の4、6818の1、6818の2、字後山3081の1、3081の2、3088、3115、字城金山3186、3193、3205、3226、3232の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間  | 変更の前後別    | 敷地の幅員<br>メートル         | 延 長<br>メートル      |
|-------|---------|--|-----------|-----------------------|------------------|
| 一般国道  | 254号    | 高崎市吉井町矢田字東坂414番の2地先から同市吉井町吉井川字下宿412番の8地先まで   | 前         | 7.7~21.0              | 323.6            |
|       |         |  | 後         | 13.1~59.3             | 323.6            |
| 県道    | 高崎神流秩父線 | 高崎市吉井町岩崎字下越沢2312番の2地先から同市吉井町吉井川字下宿392番の2地先まで | 前         | 9.4~30.0              | 1940.0           |
|       |         |  | 後         | 9.4~30.0<br>19.1~44.0 | 1940.0<br>2350.0 |
|       |         | 高崎市吉井町池字石田39番の6地先から同市吉井町本郷字道六神3番の1地先まで       | 前         | 27.0~37.0             | 1500.0           |
|       |         | 高崎市吉井町池字七反田416番の1地先から同市吉井町本郷字道六神3番の1地先まで     | 後         | 27.0~37.0             | 1810.0           |
|       |         | 高崎市吉井町池字伊勢森1381番地先から同市同字釜ヶ淵1568番の2地先まで       | 前         | -                     | -                |
|       |         | 後  | 16.7~16.7 | 84.4                  |                  |

◎群馬県告示第258号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年7月28日から適用する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山本 一 太

「蟻川銃砲火薬店 前橋市千代田町三丁目3-4  
古沢トシ子 前橋市表町二丁目15-13（ホワイト急便古沢店）」を「蟻川銃砲火薬店 前橋市千代田町三丁目3-4」に改める。

## ■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和2年9月25日

群馬県知事 山 本 一 太

| 番号 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称   | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                               |
|----|--|--|
| 1  | 邑楽郡千代田町大字上五箇字中道311-3   | 邑楽郡千代田町大字上中森1050番地<br>橋本拓夢                     |
| 2  | 佐波郡玉村町大字角淵字天神5076-2  | 佐波郡玉村町大字角淵636番地<br>小谷野佑太、小谷野麻依                 |
| 3  | 佐波郡玉村町大字上之手1912-8、1912-9   | 佐波郡玉村町大字板井905番地1 スプリームユ-103<br>金澤大地            |
| 4  | 渋川市金井字田中735-2、735-3、735-5、735-11、738、739-4、739-10、742-7、742-12、743-3、743-5、738先道路及び水路  | 埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目341番地2<br>富士商運株式会社 代表取締役 山田智恵里 |
| 5  | 佐波郡玉村町大字上之手1912-6  | 佐波郡玉村町大字上之手1724番地3 ジュネスコグレB201号<br>中村真彦、中村佳小里  |
| 6  | 吾妻郡草津町大字草津字泉水479-1、479-2、479-4、480-1、480-3、513-1、513-2、513-3、513-4、513-5、513-6、513-7、513-8、513-12、513-13、513-14、513-15、字白根464-1547<br>(第1工区)<br>吾妻郡草津町大字草津字泉水479-1、479-2、479-4、480-1、480-3、513-1、513-2、513-3、513-4、513-5、513-6、513-7、513-8 | 吾妻郡草津町大字草津479番地<br>草津ホテル株式会社 代表取締役 黒岩透         |

## ■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和2年9月25日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 高齢者施設用マスク 3,036,200枚
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月15日
- 4 落札者の名称及び所在地 太田物産株式会社 群馬県渋川市渋川1828番地23

- 5 落札金額 21,207,857円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年8月4日

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---